

広島県告示第三百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和三年四月十二日までの間、縦覧に供する。

令和三年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 路線名 | 供用を開始する区間 | 供用を開始する日 |
|----------|---|------------|
| 一般国道四三三号 | 山県郡北広島町志路原字三本木五一〇番三地从ら 山県郡北広島町志路原字立原三〇二番一地从先まで | 令和三年三月二十九日 |